

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問5（個）第6号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和5年4月3日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、「私が（株）〇〇に関して広島県警察本部（〇〇課）に告発状を提出した事で、〇〇課が〇〇警察署等へ指示や対策をした事が解る文書。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報が記録された文書（以下「本件請求情報」という。）について、作成又は取得していないとして、法第82条第2項の規定により、本件請求に対して自己情報不存在の決定（以下「本件処分」という）を行い、令和5年4月17日付けで審査請求人に通知した。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和5年7月13日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

4 口頭意見陳述

諮問実施機関は、審査請求人の申立てに基づき、令和7年8月28日に行政不服審査法第31条第2項に定める口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を実施した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

〇〇に関する通報は度々複数回にわたっている。

誤って不存在とする訳はなく組織的に証拠抹消を企てているものである。

〇〇警察署へも度々広島県警察本部と合同捜査本部を発足し検挙を求めている。

第4 実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書によると、実施機関が説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 一般的に、告発状が提出された場合、当該告発を受理できるだけの内容が具備されているか否かを確認するため、直ちにこれを受理することではなく、一旦、告発事件に係る相談として受け付けている。

告発事件に係る相談等を受理したときは、告訴・告発事件相談受理票（以下「相談受理票」という。）及び相談簿を作成することとなっており、さらに、告発を受理した場合は、告訴・告発事件票（以下「事件票」という。）を作成している。

- 2 告訴・告発に関する文書及び相談簿の保存期間が5年であることから、広島県警察〇〇課（以下「〇〇課」という。）が保存している過去5年間の告訴・告発に関する文書及び相談簿の中から、請求内容に係る文書を検索したところ、次のとおり、

相談受理票5件及び相談簿5件

- (1) 令和3年6月〇日付（〇〇警察署管内に係る事案）
- (2) 令和3年7月〇日付（同上）
- (3) 令和4年10月〇日付（同上）
- (4) 令和5年3月〇日付（同上）
- (5) 令和5年3月〇日付（同上）

を抽出したが、すべて不受理となっていたため、事件票については存在しなかった。

- 3 その際、〇〇課は、相談受理票の告訴専門官意見欄に、当該告発に対する

受理・不受理に関する理由（意見）を記載し、引き継ぎ先の〇〇警察署は、同意見を踏まえて告発の受理・不受理の判断を行っている。

この点、〇〇警察署への指示や対策ともいえるが、審査請求人は、本件開示請求の趣旨について、広島県警察情報公開センターへ開示請求書を提出する際、

- (1) 告発状を提出しているが、告発状に関する書類が欲しいのではない
- (2) 〇〇の不法行為に対して具体的な指導や対策を指示した文書が欲しい
- (3) 〇〇課が県下全体に指示するような包括的な文書はいらない
- (4) 〇〇課が〇〇を指導しないので、警察を職務怠慢で訴えるための資料にするつもりだ

旨述べており、当該開示請求の趣旨に基づき対象行政文書の検索を行っている。

また、審査請求人は（株）〇〇の不法行為に関して告発状を提出しているが、告発とは、第三者が検察庁や司法警察員に犯罪を申告し、国による処罰を求める行為であることから、本件開示請求の本旨については、「（株）〇〇に関して、〇〇課が〇〇警察署等に対して、告発状なる文書に記載された不法行為に対する捜査に関する指示や対策をした内容が記された文書」と捉えるべきであり、相談受理票に記載された告訴専門官の意見については、当該告発の受理・不受理の判断について意見したものであり、（株）〇〇に対する捜査等を推進したり妨げたりするものではなく、〇〇警察署に対する捜査上の指示や対策に関する内容ではないことから、審査請求人が開示を求める情報ではないと判断した。

以上のことから、前記5件の相談受理票については、対象保有個人情報とは認めなかったものである。

- 4 なお、前述のとおり、相談受理票については、すべて不受理と判断されているため事件票は存在せず、その他には請求内容に係る文書を作成又は取得していない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、「私が（株）〇〇に関して広島県警察本部（〇〇課）に告発状を提出した事で、〇〇課が〇〇警察署等へ指示や対策をした事が解る文書」の開示を請求したものである。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報記録されている可能性がある文書は相談受理票及び相談簿並びに事件票であり、〇〇課が保存している相談受理票及び相談簿の中から、審査請求人が行った告発相談に係る文書を検索したところ、相談受理票5件及び相談簿5件を抽出したが、これらの文書には本件請求に係る情報は記録されておらず、また、これらの告訴・告発事件相談に係る告訴・告発はすべて不受理となっていたため事件票は存在しないとして、審査請求人の求める保有個人情報が記載された文書は作成又は取得していないとして本件処分を行ったものであることから、以下、本件請求情報を不存在としたことの妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 相談受理票及び相談簿並びに事件票について

審査請求人は、「私が（株）〇〇に関して広島県警察本部（〇〇課）に告発状を提出した事で、〇〇課が〇〇警察署等へ指示や対策をした事が解る文書」の開示を求めている。

実施機関は、弁明書において、告発状が提出された場合、当該告発を受理できるだけの内容が具備されているか否かを確認するため、直ちにこれを受理することではなく、一旦告発事件に係る相談として受け付けて、告発事件に係る相談等を受理したときは、相談受理票及び相談簿を作成することとなっており、さらに、告発を受理した場合は、事件票を作成しているとして、相談受理票及び相談簿並びに事件票を対象として請求内容に係る文書を検索したとしている。

審査会において、実施機関から相談受理票及び相談簿並びに事件票に係る実施機関の通達である「〇〇〇〇要領の制定について（平成〇年〇月〇日付け警察本部長通達）」の提出を受けて確認したところ、同通達に記載された、〇〇〇〇要領（以下、単に「〇〇要領」という。）において、告訴・告発事件等に係る相談等を受けたときは、相談受理票及び相談簿を作成し対応状況等を記載することとされ、相談等を告訴・告発事件として受理したときは、事件票により報告されるものとされていた。

このことから、実施機関が、本件請求に係る保有個人情報が記録されている可能性がある文書として相談受理票及び相談簿並びに事件票を検索対象の行政文書としたことは、妥当であると認められる。

(2) 相談受理票及び相談簿並びに事件票の検索方法について

実施機関は、弁明書において、告訴・告発に関する文書及び相談簿の保存期間が5年であることから、交通指導課が保存している過去5年間の告訴・告発に関する文書及び相談簿の中から、請求内容に係る文書を検索したとしていることから、相談受理票及び相談簿の具体的な検索方法について実施機関に確認したところ、実施機関は次のとおり説明する。

ア 相談受理票の保存年限は、完結した日の属する年の翌年の初日から起算して5年であることから、本件開示請求のなされた令和5年4月3日から遡り、保存年限内である平成30年1月1日から令和5年4月3日の間の相談受理票を検索することとした。

イ ○○課が保存している告訴・告発に関する文書の簿冊である「告訴・告発事件簿」から、上記期間内で、審査請求人が○○課宛てに告発相談を行ったものを検索し、その中から、(株)○○に関するもので○○課から警察署等へ移送等を行った相談受理票5件を抽出した。

ウ さらに相談受理票を作成する前段階として、相談簿の作成が必要となるため、上記相談受理票の日付から、同相談受理票に対応する相談簿の控えを簿冊内から探し出し、相談簿5件を抽出した。

審査会において○○要領を確認したところ、実施機関の説明するとおり相談受理票の保存期間は5年とされ、相談簿については「○○要綱の制定について（平成○年○月○日付け警察本部長通達）」において保存期間は5年間とされており、実施機関が相談受理票及び相談簿の検索対象期間を平成30年1月1日から令和5年4月3日までとしたことは、妥当であると認められる。

また、同要領においては、告訴・告発事件の取扱い及び処理の経緯を把握するため、簿冊を備え付け、管理するものとあり、○○要領に定められた相談受理票の書式には、警察署名欄、相談者欄、事案の概要欄等があり、通報者欄には、氏名欄等があった。

こうしたことから、○○課が保存している過去5年間の告訴・告発に関する文書及び相談簿の中から、請求内容に係る文書を検索したとする実施機関の文書の検索方法についての主張は、妥当であると認められる。

(3) 告訴事件専門官意見について

実施機関は、弁明書において、○○課は相談受理票の告訴事件専門官意見欄に当該告発に対する受理・不受理に関する理由（意見）を記載し、引き継ぎ先の○○警察署は、同意見を踏まえて告発の受理・不受理の判断を

行っており、この点は〇〇警察署への指示や対策ともいえるが、相談受理票に記載された告訴事件専門官の意見は、当該告発の受理・不受理の判断について意見したものであり、(株)〇〇に対する捜査等を推進したり妨げたりするものではなく、〇〇警察署に対する捜査上の指示や対策に関する内容ではないことから、審査請求人が開示請求書を提出する際に本件開示請求の趣旨について〇〇の不法行為に対して具体的な指導や対策を指示した文書が欲しい等と説明したため、審査請求人が開示を求める情報ではないと判断した旨を主張している。

告訴・告発事件処理要領においては、告訴・告発事件の受理判断について、告訴・告発の要件等を確認した上で、告訴事件専門官の意見を踏まえて当該告訴・告発事件の受理の可否について判断するものとされており、相談受理票に記載された告訴事件専門官の意見は当該告訴・告発の受理・不受理の判断について意見したものであるとの実施機関の主張は、妥当であると認められる。

また、実施機関は、相談受理票の告訴事件専門官意見について、審査請求人が開示請求書を提出する際に説明した内容から、審査請求人が開示を求める情報ではないと判断したと説明している。審査請求人は、口頭意見陳述において、実施機関が弁明書において審査請求人が開示請求書を提出する際に説明した内容とするもののうち、請求内容の特定に係る部分については、審査請求人が説明した内容であると認めており、また、審査請求人は、実施機関が弁明書においてこのように開示請求の趣旨を捉えたことについて反論していないことから、この実施機関の説明は、不自然・不合理ではない。

(4) 本件請求情報について

実施機関は、弁明書において、請求内容に係る文書を検索したところ、相談受理票5件及び相談簿5件を抽出したが、これらの文書には本件請求に係る情報は記録されておらず、また、これらの告訴・告発事件相談に係る告訴・告発はすべて不受理となっていたため事件票は存在しないとして、審査請求人の求める保有個人情報に記載された文書は作成又は取得していないとしている。

そのため、審査会において、実施機関が抽出したとする相談受理票5件及び相談簿5件について、前述の告訴事件専門官意見についての判断も踏

まえて見分したところ、〇〇課が〇〇警察署等へ指示や対策に関する記載はなかった。

(5) 小括

以上のことから、実施機関が、本件請求情報は不存在であるとして本件処分を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和5年11月1日	・ 諮問を受けた。
令和6年12月20日 (令和6年度第8回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年1月31日 (令和6年度第9回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年2月28日 (令和6年度第10回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年11月28日 (令和7年度第8回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

片上 孝洋	広島修道大学教授
金谷 信子	広島市立大学教授
下宮 憲二 (部会長)	弁護士